

新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について

1. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

給与などの支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合において、労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

現在の申請件数、支給・不支給決定状況は次のとおりです。

申請状況 (令和 3 年 1 月 20 日現在)		
申請受付件数	支給決定件数	不支給決定件数
1	1	0

2. 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免状況について

国からの財政支援の対象となっている、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、現在の申請件数、決定・不承認件数等は次のとおりです。

①減免対象となる世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次の①から③の全てに該当する世帯
  - ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。
  - ②主たる生計維持者の前年の合計所得が 1,000 万円以下であること。
  - ③主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が 400 万円以下であること。

②申請状況

(令和 3 年 1 月 20 日現在)

国民健康保険税 (世帯)	申請状況			
	申請受付件数	減免決定件数	不承認件数	申請処理中
令和元年度分	188	117	69	2
令和 2 年度分	327	292	29	6
計	515	409	98	8